

# 令和4年度事業報告書

公益財団法人 茨城国際親善厚生財団

当法人は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間、下記の事業を実施しました。

## 公1 災害時における茨城県内の緊急医療福祉支援体制を強化する事業

### (1-1) 緊急医療福祉支援活動に関する研修会・講演会の開催事業

当法人は、大規模災害発生時の緊急医療福祉支援体制を強化するため、グループ法人の社会医療法人達生堂城西病院、社会福祉法人達生堂と緊密な連携を取り、県内の医療福祉関係者のネットワーク構築、医療福祉支援の実施に関する知識と技能の向上のための研修会・講演会の開催、及び、これらを広く県民に対して情報発信するための広報活動を行っています。例年は、当法人及びグループの人的ネットワークを活かし、消防関係者、警察関係者、救急医師・看護師等を講師に招き、県内及び近県の医療福祉関係者に対して専門性の高い研修会・講演会を開催してまいりましたが、今期は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から「3密」を避けるため、多人数が一堂に会する研修会や講演会の開催は全て中止し、地域の中核医療福祉機関である達生堂グループの病院や福祉施設に勤務し、患者や入居者に接する医療スタッフ、介護職員、事務職員等に対する、容態急変者に対する救護の研修、感染症予防に関する専門的な勉強会・研修会を随時実施することにより、県西地区を中心とする県内の医療福祉支援体制の強化に資する活動を行いました。

### (1-2) 県内の大規模災害時における緊急医療福祉支援活動の実施

当法人は、茨城県内に大規模災害が発生した場合に、適切な緊急医療福祉支援活動が行えるよう、平成29年3月に城西病院が茨城県から認定を受けたDMAT（現在2チーム）の技能向上とネットワークの強化、グループ敷地内にあるドクターヘリ用ヘリポートの整備・活用、「達生堂グループ急変対応チーム」（二次救命処置 ACLS の有資格者による救命チーム）の緊急救命措置技能の向上を行うとともに、平成27年5月に結城市との間で締結した「災害時応援協定」と、平成30年7月に地元4自治会との間で締結した「災害時等における対応に関する協定」に基づき、市民・県民に対する救命訓練の実施、及び、大規模災害時の達生堂グループの医療福祉スタッフの派遣と、グループ施設を避難所として提供する態勢の整備を進めています。

今期は、9月に関東7都県のDMAT120チームが参加して行われた合同訓練に城西病院のDMATチームを派遣し、傷病者の搬送のみならず、複数の活動拠点の中心となって相互の調整を行なうなど、大規模災害時における実際の緊急医療福祉支援活動に資する経験を得るとともに、ネットワーク構築を行いました。

11月には、結城市が中心となり、結城消防署、結城警察署、結城市消防団、自衛隊なども参加して実施した総合防災訓練救出救助訓練に城西病院のDMATチームを派遣し、傷病者のトリアージ、緊急

搬送、治療措置の訓練を行い、大規模災害時の緊急医療福祉支援活動に対する経験を得るとともに、緊密なネットワークの構築を行いました。

今期を通して新型コロナウイルス感染症は猛威を振るい、もはや大規模災害と呼ぶべき状況となりました。県西地区の中核医療機関である城西病院は、新型コロナウイルス感染患者の受入れのみならず、それ以外の患者に対する治療のため連日全力で活動を行いました。当法人は、城西病院の発熱外来部門の強化、病棟の整備、PCR 検査等の新型コロナウイルス感染に対する検査体制の強化、感染症対策委員会への支援、その他病棟や福祉施設内の感染症対策設備の拡充等、新型コロナウイルス感染症対策を支援することにより、新型コロナウイルス感染症という大規模災害が発生している現在における、県西地区を中心とする県内の緊急医療福祉支援活動を実施しました。

#### （１－３）県内の大規模災害時における緊急医療福祉支援活動事業

県内で大規模災害が発生した場合に、適切な緊急支援活動の実施や医療器材等の供給を行うためには、相応の時間をかけて自治体や関係医療福祉機関等との間で緊急即応体制を構築する必要があります。その一環として、10月に結城市が実施したイベントに城西病院の医療福祉関係者と、当法人が所有する救急車を派遣し、緊急事態が発生した場合への対応措置を講じるとともに、そのような場合の結城市との連携体制の構築のための協議・訓練を行いました。

#### 公4 外国人技能実習制度の介護分野における監理団体としての事業

当法人は、平成30年3月、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」に基づく外国人技能実習制度の監理団体の認可を法務省と厚生労働省より取得、さらに、平成30年6月、茨城県より当該事業の公益認定を受け、監理団体としての活動を開始しました。この事業は、当法人が、茨城県内において外国人技能実習制度に基づく実習監理業務を行うことにより、発展途上地域の外国人に対して介護職種に係る技能等の移転を図り、その国の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的としています。平成31年初頭より、中華人民共和国から技能実習生の導入を開始し、法令に従い、実習生への十分な支援を行いつつ、事業を進めています。

今期は、4月にタイから初めての実習生が1名、6月に中国から2名の実習生が新たに来日し、県内の病院や福祉施設などの実習実施機関で実習を開始しました。県内の実習生に対する需要は多いため、今後は、現在の中国、タイのみならず、インドネシアなどからの実習生も順次増加させていく予定です。

なお、公2（発展途上国において保健・医療・福祉支援活動を行う県内の法人・個人等に対する助成事業）及び公3（茨城県内在住の児童・青少年と発展途上国の児童・青少年の相互理解を目指した短期留学事業）は、新型コロナウイルス感染症の影響により、今期は実施しませんでした。